

重要事項説明書 兼 誓約書

No.23038

探偵業の業務の適正化に関する法律第八条に「探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。」とあり、法令に基づき以下の通りご説明致します。

一、探偵業の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二、第四条第三項の書面に記載されている事項

※1 (裏面)

名称 株式会社トライ総合調査事務所

住所 大阪市北区西天満4丁目7-10昭和ビル本館2階

代表者 中野 義光

届出番号公安委員会 第62100618号

広告又は宣伝をする場合に使用する名称 探偵事務所 まちの相談所

三、探偵業を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律その他の法令を遵守するものであること
弊社で探偵業を行うに当たり、個人情報保護に関する法律、その他の法令を遵守致します。

四、第十条に規定する事項

※2 (裏面)

探偵業に従事する者は、業務上知り得た人の秘密及びあらゆる事項を第三者に退職後に於いても漏洩致しません。
また、探偵業務に係るあらゆる資料、報告書控え等を不正、不当に利用される事を防止する為、厳重に一括管理致します。

五、提供することができる探偵業務の内容

調査種別 行動・素行・個人信用・家出人・所在・住所氏名・その他 ()

調査方法 聞き込み・行動監視(尾行・張り込み)・その他

予定調査時間及び調査員人数

時間 [] 時間

人数 延べ [] 名

調査予定地域

六、探偵業務の委託に関する事項

探偵業務を探偵業者に一時委託する場合は、委託先業者が決定次第ご契約者様にその旨を通知致します。尚、委託先業者に対して、ご契約者様の氏名等は一切通知致しません。通知しないことにより本調査の進行に支障を来すと判断される場合はご契約者様の了承を得た上で、必要最小限の事項のみを通知する事とします。

七、探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期

調査料金概算及びお支払い予定

| | |
|-------|----------|
| 合計金額 | 円 |
| 成功報酬 | 合計金額の % |
| 支払予定日 | 平成 年 月 日 |
| 支払い方法 | 振込・集金 |

八、契約の解除に関する事項

契約解除時の解約手数料について

業務着手前 契約金額の10%を上限とする

業務着手後 契約金額の10%及び調査実施済分該当料金

※弊社より正当な理由なく業務中止要請をする場合は、解約手数料の請求は致しません。

九、探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

探偵業務に関して作成または所得した資料は、ご契約者様に報告書を提出後3ヵ月が経過すると、法律上必要とされるものを除き、社内に於いてシュレッダーなどを用い廃棄処分致します。それまでの期間は厳重に保管致します。

十、弊社でのコンプライアンスに係る事項

調査の追加契約について

契約完了後または中途にて継続して追加契約をされる場合、お電話によるご契約となる場合がございます。

その場合、書類上の手続きは当社担当者が代筆作成し、ご契約者様の指定される方法でお渡し致します。

連絡時の留意点について

ご契約者様からのお電話や弊社から電話連絡を差し上げる際、社内でのサービス向上と正確な伝達の為、通話内容を録音させていただく場合がございます。